

各務原市、各務原市内の医療・介護・福祉関係団体、エーザイ株式会社との  
認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定書

各務原市（以下「甲」という。）、各務原市内の医療・介護・福祉関係団体（以下「乙」という。）及びエーザイ株式会社（以下「丙」という。）は、各務原市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症に対する理解促進、早期発見・治療等、認知症の方を地域で支える取り組みを実践するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙が相互に連携を図り、各務原市における認知症に関する必要な取り組みを実践することで、認知症になっても安心・安全に暮らし続けることができるまちづくりを進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）認知症に関する理解促進・啓発に関すること
- （2）医療・介護・福祉関係者等とのネットワークの強化に関すること
- （3）認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進に関すること

2 甲乙丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じ意見交換を行うものとする。

3 第1項に掲げる事項にかかる具体的な連携内容については、甲乙丙が合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲乙丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙丙が協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲乙丙は、協定により知った他の当事者の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、当該当事者の書面による事前の承諾なしに、協定の遂行以外の目的に使用してはならず、かつ第三者に開示・漏洩してはならない。なお、本条の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

（期間）

第5条 協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月末までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲乙丙が特段の申出がない場合は、有効期間が満了する翌日から更に1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の解約）

第6条 甲乙丙は、協定の解約を申出る場合は、甲乙丙いずれかが解約を希望する日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することで、協定の解約ができるものとする。

（その他）

第7条 協定に定めのない事項及び協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙丙は互いに誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

協定の締結を証するため、協定書を7通作成し、甲乙丙それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月16日

甲 各務原市役所 各務原市長

成野 建司

乙 一般社団法人 各務原市医師会 会長

木田 恵次

一般社団法人 各務原市歯科医師会 会長

小林 誠子

各務原市薬剤師会 会長

山田 英樹

各務原市介護保険サービス事業者協議会 会長

稲垣 光晴

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 会長

紙谷 清

丙 エーザイ株式会社 執行役

エーザイ・ジャパン プレジデント

松前 謙司